

第 153 話<2 つの顔>の要約と参考資料

第 153 話<2 つの顔>の要約

地域振興資金の配分を目的に結成された「明進会」は、主として公民館の改築・道路の改良など集落の課題。1 週間後に結成された「被害者の会」は個々の健康被害の救済が課題。「和合会」を引き継いだ両者は、陳情・闘争と路線の違いはあっても助け合う関係にありました。

第 153 話<2 つの顔>の参考資料

1 5 3 - 1 土呂久公民館は鉦害者に協力する

1972 年 3 月 3 日 土呂久公民館通常総会議事録より

鉦害問題について

佐藤富喜男：鉦害について公民館はどうするか質問。

館長（佐藤福市）：公民館はどこまでも別々のもので、鉦害者は組合を作り、それに館としては出来るだけ共力（協力）するとの弁明

1 5 3 - 2 土呂久明進会結成の決議文と会則

要旨

私達土呂久住民は、2 月 15 日公民館総会に於いて全員一致明進会を結成し、公民館長を中心に部落一丸となって鉦害問題処理のため次のとおり決議する。

決議文

この会は健康被害者を中心に地域住民が一体となって助け合い、旧鉦山公害対策にとりくみそれぞれ各家庭の生活を明るく豊かにし、土呂久全地域を住みよい村にすることを決議する。

昭和 49 年 2 月 15 日

総会議長 佐藤 来

公民館長 佐藤重男

土呂久明進会会則

(名称)

第1条 この会は土呂久明進会と称します。

(会員)

第2条 この会は土呂久部落住民でこの会の趣旨に賛同するものをもって構成します。

(目的)

第3条 この会は、健康被害者を中心に地域住民が一体となって助け合い、旧鉾山公害対策にとりくみ、それぞれの各家庭の生活を明るく豊かにし、土呂久全地域を住みよい村にすることを目的とします。

(事業)

第4条 この会は前条項の目的を達成するため、次の事を行います。

- (イ) 健康被害者に対する積極的協力をすること。
- (ロ) 正常な公害対策を推進すること。
- (ハ) 食生活の改善と健康を守ること。
- (ニ) 生活環境をよくすること。

(役員)

第5条 この会に次の役員を置きます。

- (イ) 会長 1名 副会長 1名 会計 1名 書記 1名
運営委員 若干名 監事 2名
顧問 (地域議員をもってあてる)

(役員を選出と任期)

第6条 役員は総会によって選出し任期は2年とします。

(総会と役員会)

第7条 総会は原則として年1回4月としますが、会員及び役員にの要求に基づき必要に応じて開くことができます。

2 役員会は必要に応じて開くことができます。

(会費)

第8条 この会の経費は会費、その他の収入による。会費は年額100円とし、年度のはじめに徴収します。

(会計年度)

第9条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとします。

附則

第10条 この会則は昭和49年2月15日より施行します。

第11条 この会則の改廃は総会に於いてきめます。

153-3 明進会の役員・会員

明進会会則(1974年2月15日)より

明進会役員名簿 会長 佐藤重男、副会長 小笠原徳一、会計 佐藤洋、書記 佐藤来
監事 佐藤健蔵、佐藤全作、教養(衛生)部長 佐藤一光
運営委員 佐藤九州男、佐藤栄志、佐藤金男、佐藤武男

顧問 工藤林、松崎秋雄

高千穂町企画調整課編「土呂久鉾山鉾害調査覚書」より

1976年4月19日 明進会総会で役員決定

会長 佐藤栄志、副会長 佐藤金男

委員 佐藤武男、佐藤勝喜、佐藤弘、佐藤芳松、佐藤尊幸、佐藤次男

1977年5月12日 明進会総会で改選

会長 佐藤来（新任）、副会長 佐藤栄志（前会長）

委員 佐藤弘、佐藤勝喜、佐藤尊幸、佐藤芳松、佐藤次男、佐藤武男

1980年6月11日当時

会長 佐藤来、副会長 佐藤栄志、

委員 佐藤全作、佐藤福市（他不明）

明進会結成時の会員名簿では

畑中組 12人 惣見組 19人（+1人佐藤操） 南組 19人 鉾山跡 3人

合計 53人（+1人佐藤操）

153-4 土呂久鉾山公害被害者の会の結成

「土呂久鉾害の公表から半年 / 進めぬ会の結成 / 消極的態度の被害者も」(1972年5月23日朝日新聞宮崎版)より

うずもれていた土呂久鉾害を西臼杵郡高千穂町岩戸小学校の教師たちが発掘、公表して半年たった。山間地でひっそり暮していた住民を相次いで県知事、環境庁調査官、国会議員、科学者、医師、弁護士が訪れ、住民は町、県、公害反対集会へとあわただしく駆回った。だが農繁期を迎えたいま、被害者の会結成は思うようにはかどらず大きな壁にぶつかっている。これは、かつて起った鉾害を告発する運動の難しさを示しているようだ。

(略) 企業の責任を追及し被害の補償を求めようと考えた住民は、3月初めに「土呂久鉾害被害者の会準備会」をつくった。「被害にあった土呂久地区全体の組織にすべきだ」との意見から呼びかけを始めた。だが、鉾害が表面化した当時シイタケやワサビを安く買いたたかれたり、県が「ヒ素の影響が疑われる住民は11人しかいない」と発表したことなどから「鉾害は過去の悪夢だった」「騒ぐと損をする」という消極的な態度の人がでてきた。

会を地区全体に広げるのはむずかしく、結成準備ははかどっていない。「第2の土呂久」といわれる松尾鉾害の被害者の会は、問題が表面化して2カ月後に結成された。松尾鉾山の被害者は労働者に集中し、閉山後多くの労働者が日向市に出て来ていたためスムー

ズに進んだ。宮崎市の日向学院短大の生熊来吉・助教授（西洋史）は「山村の土呂久には古い人間関係が残っているため、松尾のように順調には組織づくりが進まない。被害者が割れるのは水俣でもみられるが、土呂久の場合鉱害源がなくなっているため、より複雑だと思われる」と指摘している。

「記録・土呂久」（土呂久を記録する会編著）P43 より

水面下で斡旋の準備が進む（1972年）10月28日、認定されなかった土呂久の住民の間で被害者の会をつくろうという集まりがあった。出席したのは佐藤勝、佐藤次男、佐藤実雄、佐藤金男、佐藤健蔵、佐藤常義の6人で、この動きを応援する齋藤正健、宮教組西臼杵支部書記長の阪本暁、日向学院短大で西洋史を教えるカトリック信者の生熊来吉らも顔を見せた。このとき鶴江は、「知事さんが力になってくださりよるとに、その結果がでるまでは、被害者の会に加わるこたできん」と言って出席しなかった。知事を信頼して斡旋を待つ患者と、認定されず行政に不満を持つ患者、その亀裂がある状況では被害者の会の発足に至らず終わる。

田中初穂「知事さんはおらぬか（報告・第3次補償斡旋）」（「怨民の復権」所収）P150

行政に振り回される現状を打破するために、被害者の団結をいっそう固める必要があった。それまでの土呂久には、48年に10人の被害者で結成した「土呂久鉱害被害者の会」があった。この会を発展的に解消、49年2月21日、認定・未認定患者56人が参加して「旧土呂久鉱山鉱害被害者の会」を結成した。会長に佐藤実雄さんを選んだ。そして、積極的な治療対策と安心して住める環境づくり・医療費や死亡見舞金・農作物被害の完全補償、などを行政当局と企業に要求して闘うことを決めた。

153-5 被害者の会の会則・役員・会員

土呂久鉱山公害被害者の会会則

第1条（名称） この会は土呂久鉱山公害被害者の会といたします。

第2条（目的） この会は次のことを目的とします。

1. 土呂久鉱山公害の実態を明らかにする。
2. 砒素、亜硫酸ガス、重金属等の鉱害によるあらゆる症状の被害者を公害病患者として認定させる。
3. 被害者の健康回復のため、企業並びに行政当局に積極的な治療対策を要求する。
4. 被害者に企業並びに行政当局の責任で、鉱山操業に伴うすべての損害（医療費、通院費、生活費、慰藉料、死亡見舞金、農産物等産業被害など）を完全に補償するよう要求する。
5. 鉱害を根絶するため企業並びに行政当局の責任で、放置されている鉱毒を取り

除き、安心して住める環境づくりを要求する。

第3条（会員）

1. 土呂久鉱山公害による被害者及びその遺族は誰でもこの会に加入することができます。
2. 加入に際しては役員に申し出て年間会費を納入すれば会員になれます。

第4条（会費） 会費は年間1世帯500円とし事務局に納入します。

第5条（財政） この会の費用は会費及び諸団体等の寄付金等をもってまかないます。

第6条（役員） この会に会長1名、副会長1名、事務局長1名、財政担当1名、幹事若干名を置き任期は1年とします。

第7条（事務所） この会の事務所を高千穂町岩戸上寺〇〇に置きます。

第8条（施行） この会則は昭和49年2月21日より施行します。

153-6 明進会の活動の略年表

高千穂町企画調整課「土呂久鉱山鉱害調査覚書」P22~P113より

1973年

2月10日 土呂久地区振興のための資金に関する覚書取り交し（住友金属鉱山株式会社、高千穂町長、県知事）。土呂久地区振興資金1千万円受領（土呂久住民代表農協預金）

3月14日 土呂久地区嘆願書提出の件をめぐる紛糾し、公民館総会を開催。部落の要請により町側町長外5名、議会議長外6名出席。本日総会の席において今後部落はなごやかな村づくりの為、部落内総ての案件、問題を公民館長を中心として話し合い、部落一丸となって開発のため邁進することを申し合せ決定す。

1974年

2月15日 土呂久公民館総会開催される。この席において明るく住みよい部落づくりの為、明進会を結成し、この日地区振興費1千万円の用途について協議し、1世帯あたり10万円を45戸に配分、残金は預金として積立て、将来公民館建設資金として活用することを決議す。

2月28日 土呂久地区振興のための資金1千万円の用途及び運営についての覚書交換（土呂久地区住民代表、町長）

1975年

10月20日 土呂久地区明進会、佐藤栄志他16名、地域全戸の救済について高千穂町長に陳情

1976年

4月19日 土呂久地区明進会総会開催される

出席者：企画調整室長 田崎真二、天岩戸支所長 渡辺睦夫

町会議員 工藤林、松崎秋雄
明進会役員決定：会長 佐藤栄志、副会長 佐藤金男
委員 佐藤武男、佐藤勝喜、佐藤弘、佐藤芳松
佐藤尊幸、佐藤次男

1977年

5月12日 第3回土呂久明進会通常総会開催
出席者：田崎企画調整室長、谷川厚生課長、渡辺岩戸支所長
明進会役員改選による新役員次のとおり
会長 佐藤来（新任）、副会長 佐藤栄志（前会長）
委員 佐藤弘、佐藤勝喜、佐藤尊幸、佐藤芳松、佐藤次男、佐藤武男

1979年

4月29日 土呂久明進会昭和54年度総会（於・土呂久公民館）田崎企画調整室長出席
9月28日 土呂久鉱害、土呂久地区住民座談会
県公害課：木田課長、原係長、茂主事
町：田崎室長
(座談会内容)

1. 新松形知事の方針・新しい問題点について
2. 土呂久公民館を診療所改良建築について
3. 今後の健康観察健診計画及び次健診内容について
4. 内臓疾患認定要件に願いたい件について
5. 土呂久道路舗装完備について
6. 道路事業を鉱害防止対策事業とし実施方法について
7. 公害防止工事コンクリート全面被覆実施について
8. 守る会会長、土呂久の診療施設及び鉱害防止対策事業・林地防災事業、鉱害防止としての合同施行について。公害認定申請書添付診断書の主治医証明について
9. 公害認定者死亡による遺族補償（斡旋者）関係について
10. 6年前高千穂町調べの土呂久農畜産物の被害調査の結果について
11. 農用地砒素調査現況について

12月20日 土呂久明進会役員県へ陳情、請願（知事、環境保健部長、環境長面接）
佐藤栄志、佐藤芳松、佐藤尊幸、佐藤弘
県議会議員 佐藤武重、町議会議員 工藤林、企画調整室長 田崎真二

1980年

6月11日 土呂久地区明進会会長佐藤来、副会長佐藤栄志、佐藤全作、佐藤福市。
土呂久地区昭和54年度事業に対する町長にお礼及び今後の陳情について

来町。

1. 土呂久線舗装の件（昭和 55 年度より 3 ケ年計画実施）
2. 土呂久地内の橋梁かけ替について（佐藤福市氏方下方等の橋梁）
3. 土呂久公民館（改築）について（国県の高率助成等について）
4. 健診実施について（9 月～11 月健診実施）

7 月 21 日

土呂久鉱害に係る土呂久地区座談会開催

日時：昭和 55 年 7 月 21 日（月）Pm2:00~4:00

場所：土呂久公民館

（出席者）

県環境保健部 垂水次長、松元公害課長、原公害係長

高千穂町 厚生課谷川課長、土木課甲斐課長、企画調整課田崎課長

町議会議員 工藤林、松崎秋雄

土呂久住民 35 名

座談会の内容について

- 1, 2, 3 挨拶
4. 松元公害課長、土呂久公害関係経過・計画等について
5. 質問・要望のまとめ
9. 垂水環境保健部次長のまとめ

要望のあった土呂久線道路舗装の問題・公民館新築の問題については直接の関係でもないが、町当局のご意向もあるので、よく町と話して出来得る限りの協力を申し上げ、また公害健康観察健診等公害行政に万全を期し、全力を尽くす考えであります。

8 月 8 日

宮崎県知事松形祐堯、土呂久鉱山跡地視察に来町

宮崎発午前 8 時：知事、秘書、桜井秘書課長、入山環境保健部長、松元公害課長、原公害係長

14 時 25 分：土呂久現地着 ～14 時 45 分まで鉱山の歴史と経過及び対策について図面を示しながら説明す。（約 40 名前後の集まりあり）

14 時 50 分：土呂久公民館着

知事あいさつ（知事に要望の 3 項目回答が中心） 覚書 P109

1. 土呂久線道路の舗装は特 4 の制度事業によって本年度より 4 ケ年の計画で実施される予定。なるべく早く完成したいが、町も 2 分の 1 の負担があるので、町の意向もふまえて県も取り組む。
2. 温泉保養については、法律上の実施は困難、県単独で 1 人 2 万円の経費負担を決めた。
3. 土壌汚染防除対策は 56～58 年事業費 2 億 1300 万円で実施の予定。

懇談

被害者の会会長 佐藤数夫

イ、知事視察の謝礼

ロ、リハビリで温泉に行けない障害者もいる。土呂久に診療所の設置を。

知事：岩戸に診療所開設も非常に苦勞された。土呂久に開設は容易でない。建物については町とも協議して対策を決める。

ハ、地区外の人についても健診の実施を。

入山部長：土呂久で生活歴のあった人は考えている。」

ニ、認定基準が以前より前進したが、更に救済の範囲を拡大してもらいたい。

入山部長：環境長で検討されている。その決定を待つて国と協議して決める。

ホ、通院バスの運行

特に回答なし

佐藤栄志（土呂久公民館代表としての発言で作文朗読）

イ、知事・視察謝礼

ロ、健康被害者救済について（土呂久鉱山の操業中は地域にとっては大きな現金収入の一つであった）同じ条件であり乍ら、地区内で未認定患者がある。認定の拡大を。

部長：国で検討されている。国の方針に基づいて実施する。

ハ、土呂久本線・南線の道路改良舗装の早期完成を。

知事：土呂久本線の舗装残は約 2800m で、この事業費は 6000 万円とされている。町と協議しながら進めていく。

ニ、土呂久公民館の建設について。このことについて、公民館長佐藤来からも特に補足要望。

知事：町の計画に県も対応する。

町長のまとめ

イ、国保の一部負担を町が行っているのは、県の押しつけではない。

ロ、公民館の建設は町も取り組みたい。ただ、その建設については、更に舗装についても地元負担と協力が必要である。

ハ、道路整備については、舗装に先行して改良を進めたものである。

ニ、いずれも公民館と充分協議して対応する。

ホ、岩戸診療所の医師は大事に扱っていただきたい、

つづいて佐藤ハツネ、佐藤トネ、佐藤数夫、佐藤実雄の要望（略）

落合守る会会長

イ、知事が約束を守って土呂久来訪に謝意表明。

ロ、対策がスタートから間違っていた。昭和 47 年 7 月 31 日熊大の砒素の

健康被害影響は 100 以上の範囲に及ぶと報告され、その先生も国の認定審査委員に含まれている。認定を拡大すべきである。

ハ、高千穂町が県の押しつけで独自の国保の受診者負担分を負担されている。県で負担するように是正すべきだ。

(特に回答なし)

午後 3 時 45 分終了

公民館長閉会あいさつ

午後 3 時 50 分 すべて終了

(出席者名簿)

知事、秘書課長、環境保健部長、公害課長、西臼杵支庁長等

町長、産業振興部長、企画調整室長、土木課長、耕地課長等

町議会議員 6 人

惣見地区 15 人、畑中地区 14 人、南地区 14 人、地区外 13 人

守る会 3 人

1 5 3 - 7 公会堂建設・修繕の歴史

和合会議事録から公会堂関連を抜粋

昭和 7 年 11 月 26 日

一、公会堂出支共有金決定

公会堂建設費ニ金五拾円支出ノ事

昭和 8 年 2 月 18 日

一、公会堂備品ニ関スル件

個人ニ渡リ寄付ヲ募リ諸品ヲ購入シ旧 2 月 15 日ニ品オロシヲナス事。諸品購入ワ

旧 2 月 10 日迄ニ購入ナシオク事

昭和 9 年 3 月 9 日

一、公会堂屋根替ノ件

屋根替材料全部ヲ来ル旧 2 月 1 日持参ノ事。屋根替請負金 30 円ニテ折原組員ニテ

3 月 24 日マデニ終ル事

一、公会堂家賃ノ件

家賃 1 ケ年金 5 円宛ツトシ毎年 5 月、11 月ノ 2 回に受渡シスルモノトス

昭和 10 年 5 月 25 日

一、公会堂増設ノ件

遠カラズ大工ニ交渉ノ事

昭和 10 年 11 月 25 日

一、公会堂地蔵 (2 字不明) 屋根修繕ノ件

昭和 11 年旧正月 24 日

- 一、公会堂地蔵（2 字不明）屋根修繕終了ノ件

昭和 13 年 5 月 25 日

- 一、公会堂修繕ニ関スル件
公会堂備品破損ノ為佐藤十太郎氏ニ依頼セリ

昭和 17 年 5 月 25 日

- 一、公会堂家賃引下ゲノ件
従前金拾六円ノ処次年ヨリ拾円ニ引下ゲ 5 月 11 月ノ 2 回ニ分納ノ事

昭和 20 年 11 月 25 日

- 一、公会堂修繕ノ件 実行費 材料代 33.00 大工賃 20.00
- 一、公会堂家賃決定ノ件 1 ヶ月ニ付金 5 円

昭和 22 年 12 月 5 日

- 一、公会堂タタミ買入ニ関スル件
之ノ件ハ当分見合セル事ニ決定

昭和 27 年 5 月 25 日

- 一、会堂屋根修繕ノ件

昭和 29 年 2 月 27 日

- 一、公民館改修並ビニ倉庫屋根替ニ関スル件

昭和 35 年 5 月 25 日

- 一、公民館に便所増設ノ件

昭和 36 年 3 月 10 日

- 一、公民館広場に牛つなぎ場作りの件

昭和 38 年 2 月 17 日

- 一、公民館運営費
和合会積立金（1 ヶ年分 300 円）1 戸当りを公民館運営費と改名し、旧正月 24 日
と新暦 8 月 16 日の 2 回にし、1 回分 150 円を出資する事
- 一、家賃は 1 ヶ月 1500 円とし、電話料負担金も全部須賀牟田氏に任せる
- 一、公民館を災害から守る為火災保険に加入する事に決定（保険金 50 万円）

昭和 38 年 8 月 16 日

- 一、便所増改築の件は共有林販売したる后相談する事